

第 4 8 号議案

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更に
ついて（余部町、追分町、保津町及び古世町）

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）による土地区画整理事業の施行に伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、別紙調書のとおり町の区域を設定し、並びに町の区域及び名称を変更する。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

別 紙

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更調書

町	地 番	付 記
追分町一本木	1 の 1	
〃	1 の 2	
〃	1 の 3	
〃	2	
〃	3	
〃	4	
〃	5 の 1	
〃	5 の 2	
〃	6 の 1	
〃	6 の 2	
〃	6 の 3	
〃	6 の 4	
〃	7 の 1	
〃	7 の 2	
〃	7 の 3	
〃	8 の 1	
〃	8 の 2	
〃	9 の 1	
〃	9 の 2	
〃	1 0 の 1	
〃	1 0 の 2	
〃	1 1 の 1	
〃	1 1 の 2	
〃	1 2 の 1	
〃	1 2 の 2	
〃	1 3 の 1	
〃	1 3 の 2	

町	地 番	付 記
追分町一本木	1 3 の 3	
〃	1 4 の 1	
〃	1 4 の 2	
〃	1 5 の 1	
〃	1 5 の 2	
〃	1 5 の 3	
〃	1 5 の 4	
〃	1 5 の 5	
〃	1 6 の 1	
〃	1 6 の 2	
〃	1 7 の 1	
〃	1 7 の 2	
〃	1 7 の 3	
〃	1 7 の 4	
〃	1 7 の 5	
〃	1 7 の 6	
〃	1 8	
〃	1 9	
〃	2 0 の 1	
〃	2 0 の 2	
〃	2 1	
〃	2 2	
〃	2 3	
〃	2 4	
〃	2 5	
〃	2 5 の 2	
〃	2 6 の 2	
〃	2 6 の 4	
〃	2 7 の 1	
〃	2 7 の 2	
〃	2 8 の 1	

町	地 番	付 記
追分町一本木	2 8 の 2	
〃	2 8 の 4	
〃	2 8 の 5	
〃	2 8 の 6	
〃	2 8 の 7	
〃	3 1 の 1	
〃	3 1 の 2	
〃	3 2 の 1	
〃	3 2 の 3	
〃	3 3 の 1	
〃	3 3 の 3	
〃	3 3 の 4	
〃	3 3 の 5	
〃	4 4 の 1	
追分町下島	4	
〃	4 の 3	
〃	4 の 4	
〃	5	
〃	6	
〃	6 の 3	
〃	7	
〃	7 の 3	
〃	8 の 5	
〃	8 の 6	
〃	8 の 7	
〃	8 の 8	
〃	9	
〃	9 の 3	
〃	1 0 の 1	
〃	1 0 の 2	
〃	1 1 の 1	

町	地 番	付 記
追分町下島	1 1 の 2	
〃	1 1 の 3	
〃	1 1 の 4	
〃	1 1 の 5	
〃	1 1 の 6	
〃	1 2 の 1	
〃	1 2 の 2	
〃	1 2 の 3	
〃	1 2 の 4	
〃	1 2 の 5	
〃	1 2 の 6	
〃	1 2 の 7	
〃	1 2 の 8	
〃	1 3 の 1	
〃	1 3 の 2	
〃	1 4	
〃	1 5 の 1	
〃	1 5 の 2	
〃	1 6 の 1	
〃	1 6 の 2	
〃	1 7	
〃	1 8 の 1	
〃	1 8 の 2	
〃	1 8 の 3	
〃	1 8 の 4	
〃	1 9 の 1	
〃	1 9 の 2	
〃	1 9 の 3	
〃	1 9 の 4	
〃	1 9 の 5	
〃	2 0 の 1	

町	地 番	付 記
追分町下島	2 0 の 3	一 部
〃	2 1 の 3	
〃	2 1 の 4	
〃	2 1 の 5	
〃	2 1 の 1 0	一 部
〃	2 1 の 1 1	〃
〃	2 1 の 1 2	
〃	2 1 の 1 3	
〃	2 1 の 1 4	
〃	2 1 の 1 5	
〃	2 2 の 3	
〃	2 3 の 1	一 部
〃	2 3 の 1 1	〃
〃	2 4 の 1	
〃	2 4 の 2	
〃	2 5 の 1	
〃	2 5 の 2	
〃	2 6 の 1	
〃	2 6 の 2	
〃	2 6 の 3	
〃	2 7 の 1	
〃	2 7 の 2	
〃	2 8 の 1	
〃	2 8 の 2	
〃	2 9 の 1	
〃	2 9 の 2	
〃	3 0	
〃	3 1 の 1	
〃	3 1 の 2	
〃	3 2 の 2	
〃	3 2 の 4	一 部

町	地 番	付 記
追分町下島	3 2 の 5	
〃	3 3 の 1	一 部
〃	3 4 の 4	〃
追分町谷筋	1	
〃	1 の 2	
〃	1 の 3	
〃	1 の 1 1	
〃	2	
〃	2 の 2	
〃	2 の 3	
〃	3	
〃	3 の 2	
〃	3 の 3	
〃	4	
〃	4 の 2	
〃	4 の 3	
〃	7	
〃	7 の 2	
〃	7 の 3	
〃	7 の 4	
〃	8	
〃	8 の 2	
〃	8 の 3	
〃	8 の 4	
〃	9	
〃	9 の 2	
〃	9 の 3	
〃	1 0	
〃	1 0 の 2	
〃	1 0 の 3	
〃	1 0 の 4	

町	地 番	付 記
追分町谷筋	1 0 の 5	
〃	1 0 の 6	
〃	1 1	
〃	1 1 の 2	
〃	1 2 の 2	
〃	1 2 の 3	
〃	1 2 の 4	
〃	1 2 の 5	
〃	1 3 の 1	
〃	1 3 の 2	
〃	1 3 の 3	
〃	1 4 の 1	
〃	1 4 の 2	
〃	2 1 の 3	
〃	3 8 の 2	
追分町中河原	1	一 部
〃	2	〃
〃	3	
〃	3 の 1	
〃	4	
〃	5	
〃	6	
〃	7	
〃	8	
〃	9 の 1	
〃	9 の 2	
〃	1 0	
〃	1 1 の 1	
〃	1 1 の 2	
〃	1 2	
〃	1 2 の 1	

町	地 番	付 記
追分町中河原	1 2 の 2	
〃	1 3	
〃	1 3 の 1	
〃	1 4	
〃	1 4 の 1	
〃	1 4 の 2	
〃	1 5	
〃	1 5 の 1	
〃	1 5 の 2	
〃	1 5 の 3	
〃	1 5 の 4	
〃	1 5 の 5	
〃	1 6 の 1	
〃	1 6 の 2	
〃	1 6 の 3	
〃	1 6 の 4	
〃	1 7	
〃	1 7 の 2	
〃	1 7 の 3	
〃	1 7 の 5	
〃	1 7 の 6	
〃	1 8	
〃	1 8 の 1 9	
〃	1 9 の 1	
〃	1 9 の 5	
〃	2 2	
〃	2 2 の 4	
〃	2 3	
〃	2 3 の 2	
〃	2 3 の 3	
〃	2 3 の 5	

町	地 番	付 記
追分町中河原	2 4	
〃	2 4 の 1	
〃	2 4 の 2	
〃	2 4 の 3	
〃	2 5	
〃	2 8 の 1	
〃	2 8 の 2	
〃	2 9 の 1	一 部
追分町八ノ坪	3 1 の 1	
〃	3 1 の 1 1	
〃	3 2	
〃	3 2 の 1	
〃	3 2 の 2	
〃	3 3	一 部
〃	3 3 の 3	
〃	3 3 の 7	一 部
〃	3 3 の 8	〃
〃	3 3 の 1 2	〃
〃	3 4 の 1	〃
〃	3 4 の 6	〃
保津町下中島	4 の 4	
〃	5 の 1	
〃	6 の 1	
〃	6 の 2	
〃	7 の 1	
〃	7 の 2	
〃	7 の 3	
〃	7 の 4	
〃	7 の 5	
〃	1 2 の 1	
余部町清水	4 0 の 1	一 部

町	地 番	付 記
余部町清水	5 2 の 1	一 部
〃	5 3 の 1	〃
〃	5 3 の 3	〃
〃	5 4 の 1	〃
古世町向嶋	3	
〃	3 の 4	
〃	4 の 2	
〃	4 の 8	
〃	5 の 2	
〃	5 の 3	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもって亀岡駅北一丁目を設定する。

町	地 番	付 記
追分町中河原	1	一 部
〃	2	〃
〃	2 9 の 1	〃
追分町八ノ坪	3 3	〃
〃	3 3 の 7	〃
〃	3 4 の 1	〃
〃	3 4 の 6	〃
〃	3 4 の 7	〃
余部町清水	1 0	
〃	1 7 の 1	
〃	2 1	
〃	2 2	
〃	2 3	
〃	2 4	
〃	2 5	一 部
〃	2 6 の 3	
〃	2 6 の 4	

町	地 番	付 記
余部町清水	2 6 の 1 0	
〃	2 6 の 1 4	
〃	2 7	
〃	2 7 の 3	
〃	2 7 の 5	
〃	2 8	
〃	2 8 の 3	
〃	2 8 の 5	
〃	2 9 の 1	
〃	2 9 の 2	
〃	2 9 の 3	
〃	2 9 の 5	
〃	2 9 の 7	
〃	3 5	
〃	3 5 の 4	
〃	3 5 の 5	
〃	3 5 の 7	
〃	3 5 の 9	一 部
〃	3 5 の 1 0	
〃	3 6	
〃	3 6 の 1	
〃	3 6 の 4	
〃	3 6 の 5	
〃	3 6 の 6	
〃	3 6 の 7	一 部
〃	3 6 の 8	
〃	3 7	
〃	3 7 の 3	
〃	3 7 の 4	
〃	3 7 の 5	一 部
〃	3 7 の 6	

町	地 番	付 記
余部町清水	3 8	
〃	3 8 の 3	
〃	3 8 の 4	
〃	3 8 の 5	
〃	3 8 の 6	一 部
〃	3 8 の 7	
〃	3 8 の 8	一 部
〃	3 9 の 1	
〃	3 9 の 2	
〃	3 9 の 8	
〃	3 9 の 9	一 部
〃	3 9 の 1 0	〃
〃	3 9 の 1 1	〃
〃	3 9 の 2 0	〃
〃	4 0 の 1	〃
〃	4 0 の 2	
〃	4 0 の 3	
〃	4 0 の 5	一 部
〃	4 1 の 1	
〃	4 1 の 2	
〃	4 1 の 3	
〃	4 2 の 1	
〃	4 2 の 2	
〃	4 2 の 3	
〃	4 3 の 1	
〃	4 3 の 2	
〃	4 3 の 3	
〃	4 4	一 部
〃	4 4 の 3	〃
〃	4 7 の 1	
〃	4 7 の 2	

町	地 番	付 記
余部町清水	4 8 の 1	
〃	4 8 の 2	
〃	4 9	一 部
〃	5 0 の 1	
〃	5 0 の 2	
〃	5 1	一 部
〃	5 1 の 3	
〃	5 2 の 1	一 部
〃	5 2 の 2	
〃	5 3 の 1	一 部
〃	5 3 の 2	
〃	5 3 の 3	一 部
〃	5 4 の 1	〃
〃	5 4 の 2	
〃	9 6 の 1	一 部
〃	9 6 の 2	〃
〃	9 7 の 1	
〃	9 8 の 1	
〃	1 0 7 の 2	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもって亀岡駅北二丁目を設定する。

町	地 番	付 記
追分町八ノ坪	2 の 5	
〃	2 の 7	
〃	1 5	
〃	1 5 の 1	
〃	1 5 の 2	
〃	1 7	
〃	2 1 の 3	
〃	2 2 の 1	

町	地 番	付 記
追分町八ノ坪	2 3	
〃	2 4	
〃	2 5	
〃	2 6	
〃	2 6 の 1	
〃	2 6 の 2	
〃	2 7 の 1	
〃	2 9 の 1 9	
〃	3 1 の 3	
〃	3 1 の 4	
〃	3 1 の 1 2	
〃	3 3 の 1	
〃	3 3 の 2	
〃	3 3 の 4	
〃	3 3 の 5	
〃	3 3 の 6	
〃	3 3 の 8	一 部
〃	3 3 の 9	
〃	3 3 の 1 0	
〃	3 3 の 1 2	一 部
〃	3 3 の 1 3	
〃	3 3 の 1 4	
〃	3 3 の 1 7	
〃	3 3 の 1 8	
〃	3 3 の 1 9	
〃	3 4	
〃	3 4 の 3	
〃	3 4 の 4	
〃	3 4 の 5	
〃	3 4 の 6	一 部
〃	3 4 の 7	〃

町	地 番	付 記
追分町八ノ坪	3 4 の 8	
〃	3 4 の 9	
〃	3 5	
〃	3 6	
〃	3 7	
〃	3 8	
〃	3 9	
〃	3 9 の 1	
〃	4 0 の 1	
〃	4 1 の 1	
〃	4 3 の 1 9	
〃	6 2	
〃	6 3 の 2	
〃	6 4 の 2	
〃	6 5	
〃	6 6	
〃	6 7	
〃	6 8	
〃	6 9	
〃	7 0	
余部町清水	2 6 の 1	一 部
〃	2 6 の 1 8	
〃	2 6 の 1 9	
〃	3 2 の 1	
〃	3 4	
〃	3 5 の 9	一 部
〃	3 6 の 2	
〃	3 6 の 7	一 部
〃	3 7 の 1	
〃	3 7 の 5	一 部
〃	3 8 の 1	

町	地 番	付 記
余部町清水	38の6	一 部
〃	38の8	〃
〃	39の3	
〃	39の4	
〃	39の5	
〃	39の6	
〃	39の9	一 部
〃	39の10	〃
〃	39の11	〃
〃	39の12	
〃	39の13	
〃	39の14	
〃	39の15	
〃	39の16	
〃	39の17	
〃	39の18	
〃	39の19	
〃	39の20	一 部
〃	39・40合併1	
〃	40の4	
〃	40の5	一 部
〃	78の1	
〃	78の3	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもって亀岡駅北三丁目を設定する。

町	地 番	付 記
余部町清水	51	一 部

上記の土地を追分町中河原に変更する。

備考 地番は、令和2年11月16日現在のものである。

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更に
ついて（余部町、追分町、保津町及び古世町）

土地区画整理事業の施行に伴い、亀岡駅北一丁目、同二丁目及び
同三丁目を設定し、並びに余部町、追分町、保津町及び古世町の一
部の区域及び名称を変更すること。